

住宅省エネルギー性能証明書発行業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、住宅省エネルギー性能証明書発行業務規程第11条の規定に基づき、株式会社鹿児島建築確認検査機構（以下「当機構」という。）が実施する住宅省エネルギー性能証明書の発行業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(住宅省エネルギー性能証明手数料)

第2条 住宅省エネルギー性能証明手数料は、住宅の区分等に応じ、別表に掲げる料金とする。
2 会長が、特別の理由があると認めるときは、別に定める。

(住宅省エネルギー性能証明手数料の納入)

第3条 住宅省エネルギー性能証明手数料の納入は、住宅省エネルギー性能証明書発行業務約款第5条の規定に基づき納入するものとする。

(住宅省エネルギー性能証明手数料の返還)

第4条 収納した住宅省エネルギー性能証明手数料は、返還しない。ただし、当機構の責に帰すべき理由により証明書発行が実施できなかった場合には、依頼者に返還する。

附則

この規程は、令和5年11月1日より施行する。

別表

フラット35S（省エネルギータイプに限る）適合証明により、基準適合が証明できるもので当機構の現場検査を実施済みの場合 ※1	5,500円
基準適合が証明できるBELS評価書（当機構による評価書に限る。）を活用し、工事監理報告書等により現場検査を省略できる場合	11,000円

※1 現場検査において、グラスウール等の省エネルギーを確認できない場合は、工事監理報告書等が必要です。

※2 再発行の手数は1,000円とする。

※3 変更申請の手数は、上記料金表の2分の1の額とする。